

第2部の研修免除について

●健康サポート薬局に係る研修については、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める実施要綱により「指定確認機関による確認を受ける前の技能 習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えない」とされている。

●上記を踏まえ、当会実施の研修会

1. 平成25年5月26日ワラッセ「一般用医薬品研修会」【頭痛】
2. 平成26年1月26日アピオ青森「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】
3. 平成26年2月2日八戸パークホテル「薬剤師の臨床判断研修会」【腹痛】

の受講者は第2部の研修を免除されます。

免除受講者には受講証明書を発行致します。（発行手数料1,000円）

●該当の会員は本会事務局にお問い合わせの上「第2部免除」を○で囲み、申込みしてください。